

# 動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

改正内容のうち、動物取扱業に係る項目を抜粋

## 令和2年6月1日から施行されるもの

### ◆ 第一種動物取扱業の登録拒否事由が追加（第12条第1項）

- 登録拒否事由の追加  
（例）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- 登録の取消等による登録拒否期間の延長（2年→5年）
- 登録拒否の対象となる関連違反法令が拡大  
（例）外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑

### ◆ 動物の販売場所を事業所に限定（第21条の4）

- 事業所外での現物確認及び対面説明の禁止

### ◆ 動物に関する帳簿の備付け等（第21条の5、第24条の4）（施行令第2条） （施行規則第10条の2、第10条の3、第10条の10）

- 動物種の拡大：犬猫→第一種動物取扱業が対象とする動物全般
- 対象業態の拡大
  - 帳簿の備付け：  
犬猫等販売業者→動物販売業者等（第一種動物取扱業者（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）、第二種動物取扱業者（譲渡し業））
  - 定期報告：犬猫等販売業者→動物販売業者等

### ◆ 動物取扱責任者の選任要件の厳格化（第22条）（施行規則第9条）

- 「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」となることに伴い、以下のいずれかの要件を満たす必要がある
  - 獣医師又は愛玩動物看護師の免許を取得
  - 必要な経験と知識 ※詳細は下部の図

#### 必要な経験

- 第一種動物取扱業の種別に係る半年間以上の実務経験
- 又は
- 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験



#### 知識

- 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校等を卒業
- 又は
- 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

※令和2年6月1日時点で選任されている動物取扱責任者（獣医師を除く）は、令和5年5月31日までに必要な経験と知識を満たす必要があります。

### ◆ 勧告に従わない事業者の公表（第23条第3項、第24条の4）

- 都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表可能

## ◆ 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等（第24条の2）

- 都道府県知事は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

## ◆ 特定動物（危険動物）に関する規制の強化（第25条の2、第26条）

- 特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として取扱
- 特定動物の愛玩目的での飼養・保管が禁止

## ◆ 動物虐待の罰則引上げ（第44条）

- 殺傷、虐待、遺棄について、罰則が強化

### 愛護動物の殺傷

(改正前) 2年以下の懲役又は  
200万円以下の罰金

(改正後) 5年以下の懲役又は  
500万円以下の罰金

### 愛護動物の虐待・遺棄

(改正前) 100万円以下の罰金

(改正後) 1年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

## 令和3年6月1日から施行されるもの

### ◆ 環境省令等で定める第一種動物取扱業者の遵守基準（第21条第2項）

- 遵守すべき事項として7項目が新たに規定
- 犬猫等販売業者に係る基準は、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべきポイント～」(環境省)で詳しく解説

### ◆ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第22条の5）

- 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る）は、出生後56日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができない

### ○天然記念物指定犬の特例措置（附則）

- 文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬（指定犬※）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合、出生後49日を経過したもの。

※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

## 令和4年6月1日から施行されるもの

### ◆ マイクロチップの装着・登録義務等（第39条の2～第39条の26）

- 犬猫等販売業者のマイクロチップ装着、情報登録の義務化  
※一般の飼い主については、マイクロチップ装着・情報登録は努力義務となりますが、登録を受けた犬猫等の登録変更は義務化される
- 犬に装着されたマイクロチップは、施行後は狂犬病予防法上の鑑札とみなされる